財 第 5 2 号 令和5年8月16日

各部等の長 各行政委員会の事務局長 様

経営企画部長

令和6年度予算編成方針(依命通達)

### 1 国の動向

本年6月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針2023」によると、国は、内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面しているとする一方、新しい資本主義の推進により、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しているとし、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」につなげ、GXなど社会課題解決に向けた官民連携による投資の拡大を通じ、持続可能で包摂的な社会を構築し、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義を加速させ「成長と分配の好循環」を目指すとしている。

#### 2 本市の財政状況と今後の見通し

令和4年度決算における本市の財政状況は、実質単年度収支は前年度に引き続き黒字となったが、臨時財政対策債振替分を含む実質的な地方交付税の総額が、昨年度と比較し6億2,658万3千円減少したこと等による一般財源の減少に伴い、経常収支比率は88.9%と令和3年度と比較し5.4ポイント上昇した。

歳入においては、自主財源のうち、市税収入がコロナ禍以前の水準に回復しているものの、増加率が大きいのは基金繰入金や前年度繰越金となっており、安定的な自主財源の確保に努めていく必要がある。

一方で歳出においては、高齢化の進行や子育て支援等に対応するための社会保障関係経費の増加、庁舎等公共施設の老朽化対策、脱炭素化の推進、次期ごみ処理施設の早期整備等、財政状況に影響を与える多様な課題に直面している。

### 3 予算編成方針

以上を踏まえ、令和6年度の予算編成に当たっては、新たな総合計画の初年度であることから、計画に掲げた事業を特に推進するため、現在策定中の「(仮)総合計画第1期基本計画(令和6年度~令和10年度)」の財政見通しを踏まえ、重点事業に対して優先的に予算を配分し、事業の目標達成に向け着実に取り組むこととする。

また、現在策定中の「第9次行財政改革推進計画(令和6年度~令和10年度)」に掲げられた項目を着実に実施し、多様化する市民ニーズに対応するため、事業の効率的・効果的推進と、持続可能な財政基盤構築の両立に向けて取り組むものとする。

限られた財源を有効に活用するため、事業費については目的に対する効果を検証し、効果が乏しい事業については存廃を含めた抜本的な見直しを行い、事業の予算化に当たっては実施手法を精査し、他自治体との比較を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう、効率化と経費の削減に努めること。

以上を令和6年度予算編成方針とするので、下記事項に留意の上、年間予算を 的確に積算し、通年予算として要求するよう通達する。

記

# 1 基本的事項

- (1) 令和6年度当初予算は全ての財政需要を計上する通年予算として編成する ことから、歳入、歳出ともに年度途中において安易に補正措置を講ずること のないよう漏れなく計上すること。
- (2)職員は、厳しい財政状況を認識し、限られた財源を効果的に必要な事業に 重点配分するため、事業に優先順位を付け、必要性と緊急性の高い事業であ り、かつ費用対効果の高い事業を優先的に実施すること。

- (3) 現在策定中の第9次行財政改革推進計画の実施項目に沿った取組みをするとともに、8月16日付にて通知した「収支改善に係る取組みについて」に基づいた要求とすること。なお、同通知内で削減や見直し等を検討するとされているものは、必要な検討を行った上で予算の要求をすること。
- (4) 市内の公共施設は「公共施設再配置計画」に従い、老朽化等による修繕や大規模改修等の更新を実施し、更新の際には、脱炭素化を推進する取組みについて検討すること。また「公共施設等総合管理計画」において、公共施設の20%以上縮減を目標としていることを踏まえ、市有地や既存施設等のストックを活用し、新たな用地取得や施設建設を抑制すること。
- (5) GXによる脱炭素化の推進、DXによる市民サービスの向上・業務の効率 化、少子化対策・こども政策の抜本強化等の、国が重点分野として推進する 事業については、国の概算要求や地方財政対策の動向に注視し、財源の確保 に努め、迅速かつ的確に予算化すること。
- (6) 平成27年度当初予算編成時より実施してきた経常経費の一件査定による 経費削減は、長年の取組みにより限界に達していることから、予算編成にか かる事務負担の軽減を目的として、経常経費のうち、通常一般経費を対象に、 各課等へ要求上限額を通知するので、各所属長において上限額を超えないよ うに調整すること。
- (7) 各部等は、各課等における経常経費の調整結果を取りまとめ、経常経費縮減を図るための経費の見直しに取り組むこと。また、政策経費の要求に当たっては、各部等において経常経費を含めた部全体の予算要求額を考慮し、部内の政策経費を精査し、事業に優先順位を付けて調整した上で、各課等において要求すること。

# 2 歳入に関する事項

(1) 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な 捕捉に努めるとともに、収入未済については徴収努力を講じ収納率の向上と 収入確保を図ること。

- (2)使用料及び手数料、分担金及び負担金については、収納率の向上に努め、 市民負担の公平性を確保するとともに、他自治体や類似施設の料金と著しく 乖離している場合は、負担割合の見直しも含めて検討し、受益者負担の適正 化を図ること。
- (3) 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を注視し、補助制度の新設や変更に的確に対応し、確実に財源の確保に努めること。また、要求に当たっては、補助対象、補助率、補助単価を適正に計上し、超過負担とならないよう特に留意すること。
- (4) 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付 等有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。
- (5) 市債については、後年度の義務的経費の増加による財政の負担を考慮し、 市債を財源とする普通建設事業はできる限り抑制すること。予算の要求に当 たっては、交付税措置のある市債を活用することとし、「公共施設等適正管 理推進事業債」のように、計画策定が起債の条件となるものについては、必 要な手続きを確認し、計画の策定等に早急に取り組むこと。

#### 3 歳出に関する事項

- (1)経常経費については、令和5年度予算額以下の要求を原則とし、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、既存事業であっても事業の効果、必要性、効率性を検証して見直しを行うとともに、改善内容を予算に反映させて経費の縮減に努めること。特に費用対効果の乏しい事業、民間で実施可能な事業、事業開始から長期間見直しをしていない事業、他自治体より費用負担の大きい事業については、事業の存廃を含めた抜本的な見直しを行い行政の効率化を図ること。
- (2) 政策経費については、事業の目的や効果を明確にし、行政ニーズ、費用対効果、執行計画、将来の見通し、後年度の費用負担について明らかにした上で要求すること。また、新規・拡充事業については、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、既存事業等の廃止・縮小等により財源を捻出すること。

- (3)会計年度任用職員については、令和5年度予算の勤務内容、勤務時間を上限とすることを基本とし、会計年度任用職員を要する事務・事業の課題を抽出し、事業の見直しを検討した上で、必要最小限の額を正確に積算して要求すること。
- (4) 扶助費等については、対象人数、単価、伸び率を精査して要求すること。 国・県の補助事業については、制度改正の動向を注視し、予算の肥大化を招 くことのないよう給付の厳格化に努めること。市の単独事業については、制 度の必要性や他自治体の実施状況等から合理性を判断し、必要に応じて自己 負担額や給付水準の見直し、廃止等の制度改正を検討すること。また、国・ 県の補助事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携し て国・県に対し要望に努めること。
- (5)補助費等については、8月16日付にて通知した「収支改善に係る取組みについて」に基づいた要求とすること。廃止・減額等について要検討とされたものは、事業の効果を検証して見直しを行い、要求額の抑制に努めること。なお、新たに補助制度を創設する場合は「補助金等交付に関する基準」を踏まえ、公益性、事業効果等を検証して要求すること。

#### 4 その他の事項

- (1) 特別会計においても以上の方針に準じて予算編成を行うものとする。
- (2)特別会計及び公営企業会計への繰出しは、国の繰出基準に基づくことを原則とする。